

のと里山空港ウイング・ネットワーク要綱

(設置・目的)

第1条 この要綱は、のと里山空港を応援する会員組織として「のと里山空港ウイング・ネットワーク」（以下「本会」という。）を設置し、能登一羽田便に搭乗する本会の法人会員及びのと空港利用促進同盟会（以下「同盟会」という。）が認めるのと里山空港を応援する任意団体（以下「サポーター団体」という。）会員（以下あわせて「会員」という。）に対し、助成金を交付することにより能登一羽田便の利用促進を図ることを目的とする。

(会員組織)

第2条 本会の組織は、会の主旨及び目的に賛同する県内に事業所等を有する法人及び河北郡市以北に所在するサポーター団体の会員をもって構成する。

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を同盟会に提出するとともに入会金を同盟会事務局での支払いまたは所定の金融機関から振込むものとする。

- 2 会員の入会費は、10,000円とする。
- 3 一旦納入された入会費については、返還しないものとする。
- 4 入会を承認した場合には、会員証を交付するものとする。

(助成金制度)

第4条 会員は能登一羽田便を利用した場合、同盟会が定めるウイング・ネットワーク法人会員旅行促進助成金（1人当たり5,000円）（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる。助成金の利用条件は、別途要綱で定めるものとする。

(会員の特典)

第5条 法人会員の特典は、のと里山空港ウイング・ネットワーク法人会員空港利用特典助成金要綱で定めるものとする。

(本会の運営)

第6条 本会の事務局は、同盟会内に置く。

- 2 本会の運営に要する経費は、会員の会費及び同盟会の経費をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、同盟会会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成13年6月6日から施行する。

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 7 月 20 日から施行する。
この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

付記

- (1) 設立日 平成 13 年 6 月 6 日
- (2) 住 所 石川県輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1
能登空港ターミナルビル 1 階 のと里山空港利用促進同盟会内
- (3) 代表者 のと里山空港利用促進同盟会会长 坂口 茂